



～国民健康保険および後期高齢者医療の加入者の受診料の一部を助成します～

今年度から助成内容を一部変更します。下記の変更点をご確認いただき、申請してください。

- ◆ 助成種別を、①人間ドック（日帰り）・②人間ドック（宿泊）・③脳ドックとします。  
※国民健康保険および後期高齢者医療の加入者は、市の子宮頸がん検診・乳がん検診を無料で受診できますのでご利用ください（令和5年度中に偶数年齢になる方）。
- ◆ 同一年度内の受診は、いずれか一つ、1回限りの助成となります。
- ◆ 脳ドックは、市の特定健康診査・後期高齢者健康診査を受診した場合も助成対象になります。

ドック受診後、医療機関で全額費用を支払い、  
受診結果が届いたら申請してください。

**申請期限**  
令和6年3月29日(金)

国民健康保険の被保険者

**助成対象**

満40歳以上の方で、次の全ての項目に該当すること

- (1) 国民健康保険税を滞納していない世帯に属する方で、市税などを滞納していない方
- (2) 人間ドックを受けた、または受ける年度において市の特定健康診査を受けていない方
- (3) 受診結果（コピー）を市に提出することに同意している方

- 手続きに必要なもの
- ① 国民健康保険被保険者証 ② 支払ったドック費用の領収書 ③ 受診結果の原本書類
  - ④ 助成金を受け取るための世帯主名義の口座内容が確認できるもの（世帯主以外の口座を希望する場合は、委任状が必要になります）

- 助成金額
- ① 領収書の金額が下表の種別ごとの基準額を超えた場合は、種別ごとの上限額
  - ② 領収書の金額が下表の種別ごとの基準額を超えない場合は、領収書の金額の2分の1とし、百円未満を切り捨てた額

種別	基準額	助成割合	助成金額（上限）
①人間ドック（日帰り）	40,000円	2分の1	20,000円
②人間ドック（宿泊）	70,000円		35,000円
③脳ドック	44,000円		22,000円

後期高齢者医療の被保険者

**助成対象**

次の全ての項目に該当すること

- (1) 国民健康保険税を滞納していない世帯に属する方で、市税などや後期高齢者医療保険料を滞納していない方
- (2) 人間ドックを受けた、または受ける年度において市の特定健康診査・後期高齢者健康診査を受けていない方
- (3) 市の国民健康保険事業による人間ドックなどの助成を受けていない方
- (4) 受診結果（コピー）を市に提出することに同意している方

- 手続きに必要なもの
- ① 後期高齢者医療被保険者証 ② 支払ったドック費用の領収書 ③ 受診結果の原本書類
  - ④ 助成金を受け取るための本人の口座内容が確認できるもの

- 助成金額 国民健康保険の場合と同じ

問 市民課国保年金班 (☎ 55-8164)